

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業  
提案要領書

平成28年4月

米 子 市

米子市（以下、「本市」という。）は、米子市クリーンセンターを今後も有効に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策と長寿命化を図るための基幹的設備改良工事とあわせて、施設運営管理のさらなる効率化を図るために長期包括的運営事業を行う、「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施することとした。

本提案要領書は、本事業を実施する民間事業者を選定するための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業に係る民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本事業に係るプロポーザルへの参加を希望するものは、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿い、本事業の目的に合った条件で応募資料の作成等を行うものとする。

## 目次

I. 用語の定義	1
II. 事業内容	3
1. 事業名	3
2. 事業実施場所	3
3. 事業概要	3
4. 関係法令等の遵守	3
5. 事業スケジュール（予定）	3
6. 民間事業者の業務範囲	4
7. 本市の業務範囲	4
III. 参加条件	5
1. 応募者の構成	5
2. 応募者の参加資格要件	5
IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール	7
1. 契約締結までの流れ	7
2. 契約締結までのスケジュール	8
V. プロポーザルに関する手続き	9
1. 選定委員会の設置	9
2. 募集要項	9
1) 募集要項の構成	9
2) 募集要項に関する説明会	9
3) 募集要項に関する質問の受付	9
3. 参加申込手続	10
4. 審査方法等	10
1) 第1次審査の実施	10
2) 第2次審査の実施	11
4) 改善指示に関する質問の受付	12
3) 第3次審査の実施	12
5. 本事業の契約	13
VI. その他	14
1. 応募に関する留意事項	14
1) 募集要項の承諾	14
2) 費用負担	14
3) 募集要項の使用の制限	14
4) 本市が提示する参考資料の取り扱い	14
5) 使用言語等	14
6) 著作権	14
7) 応募資料の取り扱い	14
8) 参加資格の喪失	14
9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更	14
10) プロポーザル参加の辞退	15

11) プロポーザルの中止、延期など	15
12) プロポーザルの無効に関する事項	15
13) 優先交渉権者の失格	15
14) その他	15
2. その他	15
1) 本市が提示する資料及び回答書	15
2) 参考資料の閲覧、米子市クリーンセンターの視察	16
3. 問い合わせ先	17

## I. 用語の定義

本提案要領書において用いる用語を以下のとおり定義する。

本 施 設	「米子市クリーンセンター」をいう。
本 事 業	「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業」をいう。
プ ラ ン ト	本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建 築 物	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
処 理 対 象 物	米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業要求水準書に示す「処理対象物」をいう。
民 間 事 業 者	本市と契約を締結し、本事業を実施する者であり、本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業に係る、優先交渉権者、建設工事請負事業者、運営事業者の総称をいう。
優 先 交 渉 権 者	応募企業又は応募グループのうち、最優秀提案の応募者として選定された者をいう。
応 募 者	応募企業、応募グループの総称をいう。
応 募 企 業	本事業に単独の企業で参加する企業をいう。
応 募 グ ル ー プ	本事業に複数の企業で参加する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
構 成 員	本事業に複数の企業で参加する場合において、応募者を構成する企業をいう。
代 表 企 業	単独の企業で参加する場合には応募企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員から選出され応募手続等を行う企業をいう。
協 力 企 業	本事業を実施する企業で事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括的運営事業について一部を、民間事業者から請負又は受託することを予定している企業をいう。
建設工事請負事業者	民間事業者のうち、本施設の基幹的設備改良工事を担当する企業をいう。
運 営 事 業 者	民間事業者のうち、本施設の長期包括的運営事業を担当する企業をいう。
改 良 工 事	本施設の基幹的設備改良工事に係る工事であり、建設工事請負契約書及び要求水準書に基づく工事をいう。
運 営 管 理	本施設の長期包括的運営事業に係る業務であり、運營業務委託契約書及び収納事務委託契約書、要求水準書に基づく業務をいう。
基 本 契 約	本事業に関する基本的な事項について、本市と優先交渉権者の間で締結される契約をいう。
建設工事請負契約	本市と建設工事請負事業者との間で締結される契約をいう。
運營業務委託契約	本市と運営事業者との間で締結される契約をいう。
収納事務委託契約	本市と運営事業者との間で締結される契約をいう。

要 求 水 準 書	「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業 要求水準書」をいう。
募 集 要 項	本提案要領書、様式集、優先交渉権者選定基準書、要求水準書、契約書(案)から構成され、本事業に関する要求水準、契約条件、優先交渉権者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
応 募 資 料	本事業の応募に際して応募者が本市に提出するものであり、提案要領書に提出書類として規定する所定様式の「参加申込書、基幹的設備改良工事見積設計図書、事業提案書、事業計画書、見積書(参考見積書を含む)」の総称をいう。
参 加 申 込 書	本事業の応募に際して応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「参加申込手続き」において規定する提出書類一式をいう。
提 案 書	本事業の応募に際して応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「基幹的設備改良工事見積設計図書、事業提案書、事業計画書」をいう。
改 善 後 の 提 案 書	本事業の応募に際して応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「第3次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、改善後の「基幹的設備改良工事見積設計図書、事業提案書、事業計画書」をいう。
参 考 見 積 書	本事業の応募に際して応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「参考見積書」をいう。
見 積 書	本事業の応募に際して応募者が本市に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「第3次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「見積書」をいう。
選 定 委 員 会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案の審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等で構成された「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託者選定委員会」をいう。

## II. 事業内容

### 1. 事業名

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業

### 2. 事業実施場所

鳥取県米子市河崎 3280 番地 1

### 3. 事業概要

本事業は、本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業である。

#### (1) 施設概要

施設規模：270t/日（90t/日×3 炉）（24 時間連続運転）

処理方式：ストーカ方式

#### (2) 事業期間

事業期間：基本契約締結日（平成 28 年 9 月予定）～平成 44 年 3 月 31 日

事業期間の内訳は以下のとおりである。

##### ① 基幹的設備改良工事期間

工事請負契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日

##### ② 長期包括的運営事業期間

運営準備期間：運營業務委託契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日

運営事業期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日

#### (3) 契約の形態

本市は、基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業を民間事業者に一括して行わせるために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を優先交渉権者と締結する。

また、本市は基本契約に基づき、「基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約」（以下「建設工事請負契約」という。）を建設工事請負事業者と締結する。

さらに、本市は基本契約に基づき、「長期包括的運営事業に係る運營業務委託契約」（以下「運營業務委託契約」という。）及び「米子市クリーンセンター一般廃棄物の処理手数料収納事務委託契約」（以下「収納事務委託契約」という。）を運営事業者と締結する。

### 4. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

### 5. 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| (1) プロポーザル公告     | 平成 28 年 4 月 12 日               |
| (2) 優先交渉権者の決定    | 平成 28 年 8 月中旬                  |
| (3) 契約詳細の協議      | (2) の後すみやかに行う（平成 28 年 8～9 月予定） |
| (4) 基本契約の締結      | (3) の後すみやかに行う（平成 28 年 8 月予定）   |
| (5) 建設工事請負契約の仮契約 | (4) の後すみやかに行う（平成 28 年 8 月予定）   |
| (6) 建設工事請負契約の締結  | 平成 28 年 9 月予定                  |

(7) 運營業務委託契約の締結	(4) の後すみやかに行う(平成 28 年 9 月予定)
(8) 収納事務委託契約の締結	(4) の後すみやかに行う(平成 28 年 9 月予定)
(9) 基幹的設備改良工事着手	(6) の後すみやかに行う
(10) 長期包括的運営事業の準備	(7) の後すみやかに行う
(11) 長期包括的運営事業の開始	平成 29 年 4 月 1 日
(12) 改良工事の完工及び正式引渡	平成 32 年 3 月 31 日
(13) 契約終了	平成 44 年 3 月 31 日

## 6. 民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は要求水準書に示す。

### (1) 基幹的設備改良工事

- ① 建設工事請負事業者は、本市と締結する建設工事請負契約、要求水準書等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。
- ② 建設工事請負事業者は、機械設備工事、土木建築工事、基幹的設備改良工事に必要な工事を行う。さらに、解体撤去工事に伴って発生する解体廃棄物等の処理・処分及びその他の関連する業務、必要となる手続、本施設の試運転及び部分引渡性能試験、引渡性能試験を行う。

### (2) 長期包括的運営事業

- ① 運営事業者は、本市と締結する運營業務委託契約、収納事務委託契約、要求水準書等に基づき、本施設の運営管理を行う。
- ② 運営事業者は、運営管理に必要となる体制を組織した上で、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、その他関連業務を行う。

## 7. 本市の業務範囲

本市が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は要求水準書に示す。

### (1) 処理対象物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### (2) 本事業の監視

基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、長期包括的運営事業の実施状況の監視を行う。

### (3) 周辺住民及び施設見学者への対応

周辺住民への対応は本市が行う。施設見学者への対応は運営事業者と連携して行う。

### (4) 工事費及び運營業務委託費の支払い

建設工事請負契約、運營業務委託契約、米子市会計規則等に基づき、基幹的設備改良工事に係る工事費を建設工事請負事業者へ、運營業務委託費を運営事業者それぞれに支払う。

### (5) その他

本市は、本施設の基幹的設備改良工事に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続、書類の作成等の対応を行う。

焼却灰・飛灰の資源化及びダスト処理物の処分にあたっては本市が当該事業者と直接契約し、必要となる経費(処理委託費、運搬費)は、本市から当該事業者へ直接支払う。



### III. 参加条件

プロポーザルに参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

#### 1. 応募者の構成

- (1) 応募者は、募集要項において公表する要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。また、長期包括的運営事業の実施にあたり特別目的会社を設立することができる。
- (2) 応募グループにあつては、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業は、代表企業を兼ねること。
- (3) 応募者は、基幹的設備改良工事、長期包括的運営事業のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラント部分の基幹的設備改良工事及び運営管理は、応募企業又は構成員が担当すること。
- (4) 応募者は、応募にあたり、応募企業、応募グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (5) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めない。
- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

#### 2. 応募者の参加資格要件

##### (1) 共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループを構成する構成員は、下記①～⑥に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 米子市の入札参加資格者名簿（登録区分は、清掃施設工事に限る。）に継続して2年以上登録されている事業者であつて、日本国内に本店又は支店を有するものであること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない事業者でないこと。
- ③ 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）による指名停止措置を受けている事業者でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ⑤ 法人税、消費税（地方消費税も含む。）、法人事業税、法人市県民税、固定資産税を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

## (2) 基幹的設備改良工事を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の基幹的設備改良工事を行う企業は下記①～④に掲げる要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の該当する要件を満たすこととする。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）の清掃施設工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③地方公共団体（日本国内）において下記(ア)～(ウ)に掲げる条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設実績または基幹的設備改良工事（環境省の交付対象事業である、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」又は「廃棄物処理施設への先進的設備導入事業」に合致する事業に限る）の実績があること。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。
  - (ア)以下に掲げる項目を全て満たす施設であること。
    - 平成14年4月1日以降に供用開始した施設であること。
    - 全連続燃焼式のストーカ方式で1炉あたり90t/日以上規模かつ2炉以上の施設であること。
    - ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。
  - (イ)平成28年4月1日時点において、延べ3年以上の稼働実績を有する施設であること。
  - (ウ)1炉あたり90日以上連続運転の実績を有する施設であること。
- ④清掃施設工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

## (3) 長期包括的運営事業を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の長期包括的運営事業を担当する企業は、下記①～②に掲げる要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

- ①廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ②下記(ア)に掲げる条件を全て満たす地方公共団体（日本国内）の一般廃棄物処理施設において、平成28年4月1日時点で延べ3年以上の運営管理（長期包括的運営事業、DBO事業又はPFI事業であるもの。ただし、運転委託は除く。）を受託した実績を有していること。
  - (ア)以下の項目を全て満たす施設であること。
    - 平成14年4月1日以降に供用開始した施設であること。
    - 全連続燃焼式のストーカ方式で1炉あたり90t/日以上規模かつ2炉以上の施設であること。
    - ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。

## IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール

### 1. 契約締結までの流れ

プロポーザル公告から契約締結に至るまでの流れは図 1 のとおりであり、公募型プロポーザルにより民間事業者を選定する。

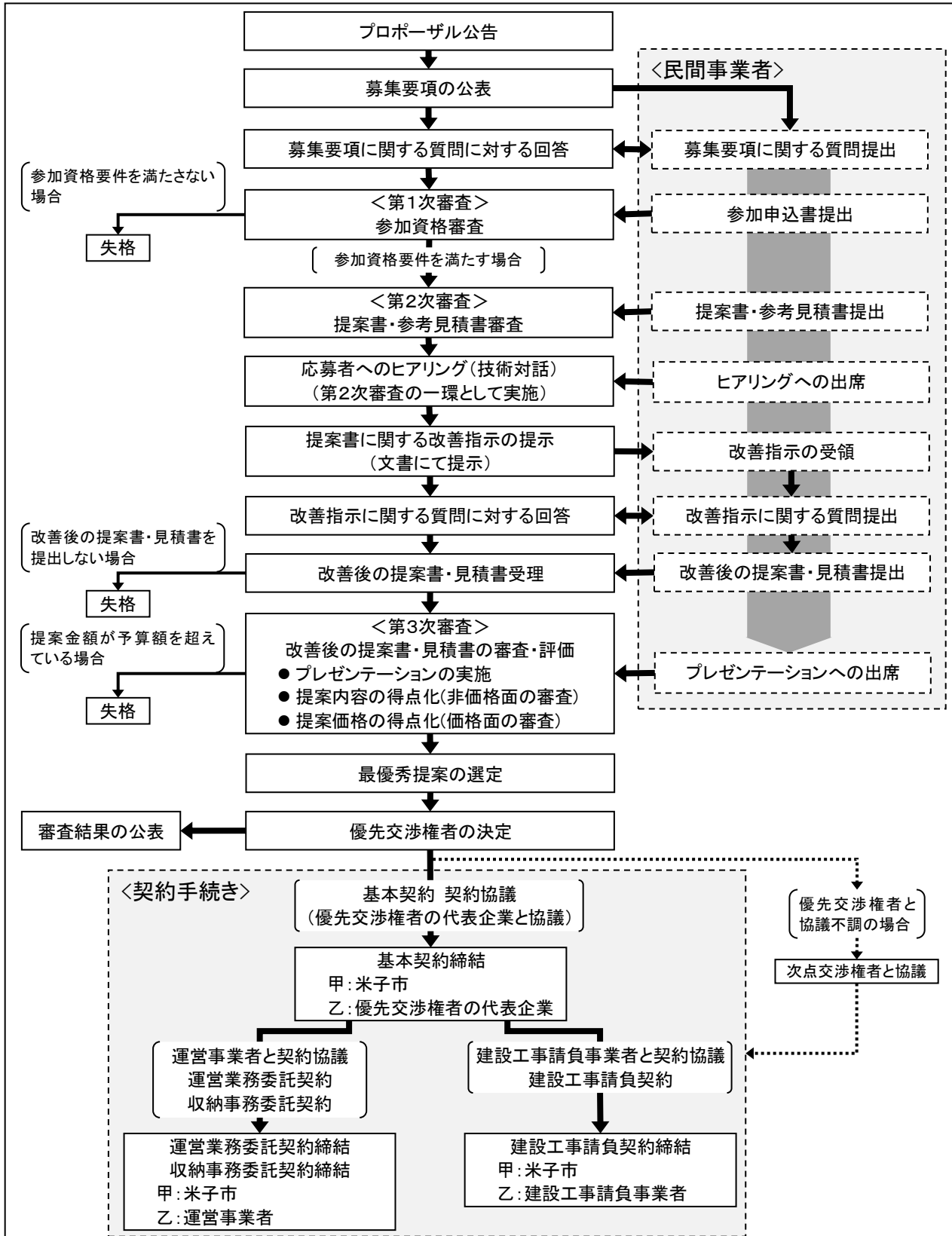


図 1 契約締結までの流れ

## 2. 契約締結までのスケジュール

プロポーザル公告から契約締結に至るまでのスケジュールは以下のとおりである。なお、スケジュールは、審査等の進捗等により変更する場合がある。

(1) プロポーザル公告	平成 28 年 4 月 12 日
(2) 募集要項の公表	平成 28 年 4 月 12 日
(3) 募集要項(参加申込手続き)に関する質問の受付締切	平成 28 年 4 月 22 日
(4) 募集要項(参加申込手続き)に関する質問に対する回答	平成 28 年 4 月 27 日
(5) 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問の受付締切	平成 28 年 4 月 27 日
(6) 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問に対する回答	平成 28 年 5 月 6 日
(7) 参加申込書の受付締切	平成 28 年 5 月 9 日
(8) 参加資格審査結果の通知(第 1 次審査結果の通知)	平成 28 年 5 月中旬
(9) 提案書・参考見積書の受付締切	平成 28 年 6 月 13 日
(10) 提案書・参考見積書の審査(第 2 次審査)	平成 28 年 6 月下旬
(11) 応募者へのヒアリング(技術対話)(第 2 次審査の一環として実施)	平成 28 年 6 月下旬
(12) 提案書に関する改善指示の提示(第 2 次審査結果の通知)	平成 28 年 7 月初旬
(13) 提案書に関する改善指示への質問の受付締切	平成 28 年 7 月 11 日
(14) 提案書等に関する改善指示への質問に対する回答	平成 28 年 7 月 15 日
(15) 改善後の提案書及び見積書の受付締切	平成 28 年 8 月 1 日
(16) 第 3 次審査の実施(プレゼンテーション・提案内容の得点化・提案 価格の得点化)	平成 28 年 8 月 8 日
(17) 最優秀提案の選定	平成 28 年 8 月中旬
(18) 優先交渉権者の決定通知(第 3 次審査結果の通知)	平成 28 年 8 月中旬
(19) 審査結果の公表	(18)の後すみやかに行う
(20) 契約協議	(18)の後すみやかに行う
(21) 基本契約の締結	平成 28 年 8 月予定
(22) 建設工事請負契約の仮契約	平成 28 年 8 月予定
(23) 建設工事請負契約の締結	平成 28 年 9 月予定
(24) 運營業務委託契約の締結	平成 28 年 9 月予定
(25) 収納事務委託契約の締結	平成 28 年 9 月予定

## V. プロポーザルに関する手続き

### 1. 選定委員会の設置

本市は、本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案を審査するに当たって「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置している。選定委員会を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	角 博明	米子市副市長
副委員長	長井 仁志	米子市市民人権部長
委員	菅原 朗	米子市総務部長
委員	藤原 健史	国立大学法人 岡山大学 廃棄物マネジメント研究センター副センター長
委員	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長

### 2. 募集要項

#### 1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から⑤までの書類により構成される。

- ①提案要領書
- ②様式集
- ③優先交渉権者選定基準書
- ④要求水準書
- ⑤契約書(案)〔基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)、収納事務委託契約書(案)〕

#### 2) 募集要項に関する説明会

募集要項に関する説明会は実施しない。

#### 3) 募集要項に関する質問の受付

本市は、募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。

##### (1) 質問方法

募集要項等に関する質問書【様式第 1 号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows 版）とする。

##### (2) 質問書送付先

米子市市民人権部環境事業課  
電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

##### (3) 質問受付期限

- ①参加申込手続きについて 平成 28 年 4 月 22 日(金) 午後 5 時まで
- ②参加申込手続き以外の項目について 平成 28 年 4 月 27 日(水) 午後 5 時まで

##### (4) 質問への回答

質問を行った全ての者の質問に対する回答を次に掲げる期日に米子市ホームページにおい

て公開する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

- ①参加申込手続きについて 平成 28 年 4 月 27 日(水)
- ②参加申込手続き以外の項目について 平成 28 年 5 月 6 日(金)

### 3. 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより、本プロポーザルへの参加の申し込みをすること。

#### (1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの) 1 部、副本 2 部を提出する。

- ①参加申込書【様式第 2 号】
- ②応募者の構成(役割分担)【様式第 3 号- 1】
- ③応募者の構成(構成員の連絡先)【様式第 3 号- 2】
- ④委任状【様式第 4 号】
- ⑤資格審査申請書【様式第 5 号】
- ⑥建設実績【様式第 5 号- 1】
- ⑦基幹的設備改良工事实績【様式第 5 号- 2】
- ⑧運営管理実績【様式第 5 号- 3】

#### (2) 提出場所

米子市市民人権部環境事業課

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。また、参加表明書以外の書類についての分割提出は認めない。

#### (4) 提出期限

平成 28 年 5 月 9 日(月)午後 5 時まで

### 4. 審査方法等

#### 1) 第 1 次審査の実施

##### (1) 審査方法

「3. 参加申込手続」により提出された書類について、本市が本提案要領書 5 ページに示す「III. 参加条件」に示した要件を全て満たしているか確認する。なお、審査の結果によっては、第 2 次審査の参加者を選定しない場合がある。

##### (2) 結果通知

第 1 次審査の結果については、「3. 参加申込手続」により参加の申し込みをした全ての応募者に通知する。なお、第 2 次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 5 日間(その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)がある場合においては、当該休日等を除く。)に限り、書面(様式は任意のものとする。)により、その理由について本市に説明を求めるこ

とができる。

## 2) 第2次審査の実施

第2次審査の参加者として選定された応募者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

### (1) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

提出書類は、様式集に沿って作成するものとし、各正本1部、副本2部及び電子データ(基幹的設備改良工事見積設計図書【様式第8号】:PDF形式、事業提案書【様式第9号】:PDF形式、事業計画書【様式第10号】:Excel形式)を収録したCD-ROM2部を提出すること。

①参考見積書【様式第6号】

②基幹的設備改良工事見積設計図書【様式第8号】

③事業提案書【様式第9号】

④事業計画書【様式第10号】

### (2) 提出書類作成要領

①参考見積書【様式第6号】

提示した様式を使用すること。

②参考見積書【様式第6号】以外の提出書類

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、応募者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

### (3) 提出場所

米子市市民人権部環境事業課

### (4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類についての分割提出は認めない。

### (5) 提出期限

平成28年6月13日(月)午後5時まで

### (6) 審査方法等

本市は、提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないことを確認する。また、応募者が提案書において提案した内容が要求水準を満たしていることを確認する。

### (7) 提案内容に関するヒアリング(技術対話)

本市は、応募者が提出した提案書に関するヒアリングを実施する。

ヒアリング実施日時は、平成28年6月下旬とし、提案書を提出した応募者に対して日程、場所等を別途通知する。

#### (8) 提案書に関する改善指示

本市は、提案書の審査結果及びヒアリング結果を踏まえ、提案書に関する疑義(応募者が提案した内容が要求水準を満たすことができない場合等)をとりまとめ、「提案書に関する改善指示」として、平成 28 年 7 月初旬に文書にて応募者ごとに個別に提示する。

応募者は第 3 次審査に向け、本市が提示する「提案書に関する改善指示」を踏まえて提案書の改善検討を行うこと。

#### 4) 改善指示に関する質問の受付

本市は、「提案書に関する改善指示」への質問を次のとおり受け付ける。

##### (1) 質問方法

募集要項等に関する質問書【様式第 1 号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows 版)とする。

##### (2) 質問書送付先

米子市市民人権部環境事業課

電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

##### (3) 受付期間

①受付開始 平成 28 年 7 月 6 日(水)午前 9 時から

②受付終了 平成 28 年 7 月 11 日(月)午後 5 時まで

##### (4) 質問への回答

応募者ごとの質問に対する回答を次に掲げる期日に質問を提出した応募者ごとに回答する。(提案書に関する改善指示は応募者ごとに個別に指示する内容であるので、質問を提出した応募者ごとに個別に回答し、各応募者からの質問及びそれに対する回答の全ては公開しない。)

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

回答日 平成 28 年 7 月 15 日

#### 3) 第 3 次審査の実施

第 2 次審査を経た応募者は、次に定めるところにより第 3 次審査を受けることができる。

##### (1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、改善後の提案書及び見積書を提出する。なお、提案書の内容及び見積書への記載金額は、本市が提示した改善指示を踏まえて変更しても構わない。

提出書類は、様式集に沿って作成するものとし、各正本 1 部、副本 2 部及び電子データ(基幹的設備改良工事見積設計図書【様式第 8 号】: PDF 形式、事業提案書【様式第 9 号】: PDF 形式、事業計画書【様式第 10 号】: Excel 形式)を収録した CD-ROM 2 部を提出すること。

①見積書【様式第 7 号】

②基幹的設備改良工事見積設計図書【様式第 8 号】※改善後のもの

③事業提案書【様式第 9 号】※改善後のもの

④事業計画書【様式第 10 号】※改善後のもの

⑤業務分担届出書【様式第 11 号】

##### (2) 提出書類作成要領



①見積書【様式第7号】

提示した様式を使用すること。

②業務分担届出書【様式第11号】

提示した様式を使用すること。

③見積書【様式第7号】及び業務分担届出書【様式第11号】以外の提出書類

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、応募者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

(3)提出場所

米子市市民人権部環境事業課

(4)提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類についての分割提出は認めない。

(5)提出期限

平成28年8月1日(月)午後5時まで

(6)審査方法等

プレゼンテーションを平成28年8月上旬に実施した上、選定委員会において、「優先交渉権者選定基準」に基づき評価する。なお、プレゼンテーションを実施する時間、場所等は、第3次審査を受ける応募者に対し、別途通知する。

(7)最優秀提案の選定

選定委員会は、第3次審査の結果に基づき、最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。なお、審査の結果によっては、最優秀提案を選定しない場合がある。

(8)結果通知

審査の結果については、第3次審査の応募者の全てに文書で通知するとともに、審査結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 5. 本事業の契約

本市は、「4. 審査方法等」により選定された最優秀提案の応募者を優先交渉権者として決定した上で、本事業に関する契約の締結に係る協議を行う。なお、当該協議が不調となった場合は、次点交渉権者として、第3次審査結果において得点の高いものから順にその応募者と当該協議を行う。

## VI. その他

### 1. 応募に関する留意事項

#### 1) 募集要項の承諾

応募者は、応募資料の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

#### 2) 費用負担

応募に至るすべての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

#### 3) 募集要項の使用の制限

本市から提示された募集要項は、プロポーザルへの参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

#### 4) 本市が提示する参考資料の取り扱い

本市が提示する参考資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。  
また、プロポーザルに係る検討の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく第三者に対して内容を提示ならびに使用させてはならない。

#### 5) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとする。  
また、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)、日時は日本標準時とする。

#### 6) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市は応募者と協議の上、必要な範囲において応募資料の公表を行うことができることとする。

#### 7) 応募資料の取り扱い

提出された応募資料については、変更することができない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

#### 8) 参加資格の喪失

- (1) プロポーザル公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者(構成員及び協力企業も含む)によって本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った応募者の参加資格を取り消す。
- (2) プロポーザル公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者(応募企業又は応募グループの構成員)が、本提案要領書5ページに示す「III. 参加条件」に掲げる参加資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

#### 9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更

応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。  
ただし、特段の事情が生じた場合は、本市と代表企業にて協議を行い、変更してもなお、本提案要領書「III. 参加条件」に掲げる参加資格を満たすことを本市が確認し、本市が当該変更を妥当と認める場合に限り、その変更を認めるものとする。

## 10) プロポーザル参加の辞退

応募者は、次に定めるところにより、プロポーザルへの参加を随時辞退することができる。

### (1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの) 1部を提出する。

#### ① 辞退届【様式第12号】

### (2) 提出場所

米子市市民人権部環境事業課

### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

### (4) 提出期限

平成28年8月5日(金)午後5時まで

## 11) プロポーザルの中止、延期など

本市が必要と認めたときは、プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、本市及び応募者は、各自の費用を自己負担するものとし、応募者は、本市に対して、損害賠償請求をすることはできない。

## 12) プロポーザルの無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。

### (1) プロポーザルに参加する資格のない者のした応募

### (2) 改善後の提案書、見積書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

### (3) 見積書記載の金額、氏名その他の事項を確認できないもの

### (4) 見積書記載の金額を加除訂正したもの

### (5) 見積書記載の提案金額が予算額を超えた場合

### (6) その他プロポーザルの実施条件に違反したとき

## 13) 優先交渉権者の失格

優先交渉権者(複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者)が、本市議会の議決を経て建設工事請負契約の本契約を締結するまでに、本市から入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本市は、建設工事請負契約(仮契約を含む。)及び運營業務委託契約、収納事務委託契約を締結せず、基本契約を含めて締結済みの建設工事請負契約及び運營業務委託契約、収納事務委託契約については解除できることとする。

## 14) その他

募集要項に定めるもののほか、プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

## 2. その他

### 1) 本市が提示する資料及び回答書

本市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 2) 参考資料の閲覧、米子市クリーンセンターの視察

応募者は、応募資料を作成するに当たっての参考資料として「別紙 参考資料閲覧リスト」に示す資料を閲覧することができる。また、米子市クリーンセンターの視察も受け付ける。

参考資料の閲覧及び米子市クリーンセンターの視察の申込要領、受付期間等は、次のとおりとする。

### (1) 申込要領

参考資料の閲覧、米子市クリーンセンターの視察の申し込みは電子メールにて代表企業が行うものとする。

申し込みには、参考資料の閲覧希望日または視察希望日の3日前（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に本市の電子メールアドレスに以下の事項を送信し、着信を確認する。なお、送信にあたっては電子メールの件名を「参考資料の閲覧、米子市クリーンセンターの視察申込み」とする。

申し込みは本市からの電子メールの返信をもって完了とする。

- ①代表企業名
- ②担当者名、所属部署名
- ③連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④参考資料の閲覧希望日時
- ⑤米子市クリーンセンターの視察希望日時

### (2) 申込先

米子市市民人権部環境事業課

電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

### (3) 参考資料閲覧、米子市クリーンセンター視察の受付期間

下記の受付期限内で申込要領に沿って手続きを行った上であれば、複数回に亘って参考資料閲覧、視察できる。ただし、参考資料の閲覧、視察の目的が応募資料を作成するためのものではないと本市が判断した場合は申込みを受けけない。

受付期限：平成28年8月1日（金）※第3次審査の提出書類の提出期限の日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、12時～午後1時までの間及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

### (4) 参考資料の閲覧にあたっての注意事項

参考資料は閲覧のみとし、複写、写真撮影は不可（一部の資料は写真撮影可）とする。ただし、メモを取ることは認める。

### (5) 米子市クリーンセンターの視察にあたっての注意事項

- ①視察時間は2時間以内とする。
- ②視察内容は「施設の運転状況」、「設備装置の外観」、「運転操作状況」を予定する。
- ③工場棟内の視察を希望する場合はヘルメットを持参すること。ヘルメットが無い場合は、見学者通路からの視察となる。
- ④施設の状況や運転操作等に関する質問は見学中に口頭にて質問してもよい。
- ⑤本市の了解を得た上で、写真撮影も認める。

### 3. 問い合わせ先

郵便番号 683-0852

鳥取県米子市河崎 3280 番地 1 米子市クリーンセンター内

米子市市民人権部環境事業課管理係

電話 0859-30-0270

ファクシミリ 0859-30-0271

電子メール [kankyojigyo@city.yonago.lg.jp](mailto:kankyojigyo@city.yonago.lg.jp)

別紙 参考資料閲覧リスト

No.	資料名称	写真撮影可否
1	米子市新清掃工場建設工事実施設計図書(工事仕様書)(平成 11 年 3 月)	
2	米子市新清掃工場建設工事実施設計図書(プラント設計計算書)(平成 11 年 3 月)	
3	米子市新清掃工場建設工事 試運転報告書 第1分冊～第2分冊(平成 14 年 3 月)	
4	米子市新清掃工場建設工事引渡性能試験報告書(平成 14 年 3 月)	
5	米子市新清掃工場建設工事竣工図(平成 14 年 3 月) 「第1分冊 共通設備、受入供給設備」～「第9分冊 雑設備」	
6	米子市新清掃工場建設工事 竣工図(平成 14 年 3 月) 土木・外構図	
7	米子市新清掃工場建設工事 竣工図(平成 14 年 3 月) 意匠図	
8	米子市新清掃工場建設工事 竣工図(平成 14 年 3 月) 構造図・煙突図	
9	米子市新清掃工場建設工事 竣工図(平成 14 年 3 月) 建築機械設備図	
10	米子市新清掃工場建設工事 竣工図(平成 14 年 3 月) 建築電気設備図	
11	米子市新清掃工場建設工事 施工図 躯体図(RC)(平成 14 年 3 月)	
12	米子市新清掃工場建設工事 施工図 建築機械設備図(平成 14 年 3 月)	
13	米子市新清掃工場建設工事 施工図 建築電気設備図(平成 14 年 3 月)	
14	米子市新清掃工場建設工事 電気計装工事 第1分冊(ケーブル布線表)～第2分冊(工事図)(平成 14 年 3 月)	
15	米子市新清掃工場建設工事 ラダー図集(平成 14 年 3 月)	
16	米子市新清掃工場建設工事 予備品・消耗品リスト	
17	米子市新清掃工場建設工事 油脂リスト	
18	米子市新清掃工場建設工事 総合取扱説明書(平成 14 年 3 月)	
19	米子市新清掃工場建設工事 単体機器取扱説明書 第1分冊(受入供給設備)～第40分冊(計装制御設備)(平成 14 年 3 月)	
20	米子市新清掃工場建設工事 機器取扱説明書(建築機械設備)(平成 14 年 3 月)	
21	米子市新清掃工場建設工事 総合取扱説明書 建築電気設備(平成 14 年 3 月)	
22	米子市新清掃工場建設工事 プラント用電子計算機取扱説明書【1/5～5/5】(平成 14 年 3 月)	
23	取扱説明書[電気]【1/3～3/3】	
24	取扱説明書[計装]【1/3～3/3】	
25	保護継電気取扱説明書	
26	ごみ計量機取扱説明書	
27	計量器更新工事 製作仕様書(ハード編)(作成日:平成 27 年 11 月 26 日)	可
28	計量器更新工事 製作仕様書(ソフト編)(作成日:平成 27 年 11 月 26 日)	可
29	計量システム取扱説明書(平成 27 年 11 月 26 日)	可
30	平成十四年度 一般定期点検整備報告書	可
31	平成十五年度 焼却設備一般点検整備報告書	可
32	平成十五年度 発電設備年次点検整備報告書	可
33	平成十六年度 年次点検報告書(灰出し設備等)機械設備 その1～その2	可
34	平成十六年度 年次点検(灰出し設備等)電気計装設備他点検報告書	可

No.	資料名称	写真撮影可否
35	平成十六年度 発電設備年次点検整備報告書	可
36	平成十六年度 焼却設備点検整備報告書	可
37	平成十七年度 焼却設備点検整備報告書	可
38	平成十七年度 発電設備年次点検整備報告書	可
39	平成 17 年度 3号炉・共通 定期事業者検査成績書	可
40	平成十八年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その2)	可
41	平成十九年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その2)	可
42	平成二十年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
43	平成二十一年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
44	平成二十二年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
45	平成二十三年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
46	平成 23 年度 1～3号炉・共通 定期事業者検査成績書	可
47	平成二十四年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
48	平成 24 年度 タービン 定期事業者検査成績書	可
49	平成二十五年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
50	平成 25 年度 1～3号炉・共通 定期事業者検査成績書	可
51	平成二十六年度 焼却設備年次点検整備報告書(その1～その3)	可
52	平成 27 年度 1, 3号炉・共通 定期事業者検査成績書	可
53	平成 27 年度 2号炉 定期事業者検査成績書	可
54	煙突清掃関係(平成 17～19 年度、平成 20～22 年度)	可
55	一般廃棄物処理施設設置届出書	可
56	ばい煙発生施設設置届出書	可
57	特定施設設置届出書(水質汚濁防止法)	可
58	クレーン設置届	可
59	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設設置届について(通知)	可
60	水質汚濁防止法有害物質貯蔵施設届出(アンモニア)	可
61	(特定化学物質)建設物・機械等設置届 ①塩化水素②アンモニア水	可
62	消防用設備の設置について(通知)	可
63	米子市クリーンセンター溶融スラグストックヤード図面	可
64	米子市クリーンセンター長寿命化計画(平成 27 年 3 月)	可
65	作業環境測定結果(平成 14 年度～平成 24 年度)	可
66	作業環境測定結果(平成 25 年度)	可
67	特定部品の供給に係る協定書	可
68	予備品・消耗品リスト(平成 28 年 3 月末時点)	可